

環境技術会誌臨時増刊号

－平成22年改正廃棄物処理法は何が変わったか！－

逐条解説中、法律第12条第13項の解説を追加しました。本文60頁の後に追加してご使用ください。

改正法律

(事業者の処理)

第十二条 (1～12略)

13 第七条第十五項及び第十六項の規定は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者で政令で定めるものについて準用する。この場合において、同条第十五項中「一般廃棄物の」とあるのは、「その産業廃棄物の」と読み替えるものとする。

(一般廃棄物処理業)

第七条 (1～14略)

15 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について環境省令で定める事項を記載しなければならない。
 16 前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。

政令

(帳簿を備えることを要する事業者)

第六条の四

法第十二条第十三項に規定する政令で定める事業者は、次に掲げる事業者とする。

- 一 その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の焼却施設が設置されている事業場を設置している事業者
- 二 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者（前号に掲げる者を除く。）

省令

(事業者の帳簿記載事項等)

第八条の五

法第十二条第十三項において準用する法第七条第十五項の規定による環境省令で定める事業者の帳簿の記載事項は、次のとおりとする。

- 一 令第六条の四第一号に掲げる事業者が設置している事業場に設置されている産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の焼却施設において産業廃棄物の処分（再生を含む。以下この項において同じ。）を行う場合にあつては、当該施設において処分される産業廃棄物の種類ごとに、次に掲げる事項（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物に係るこれらの事項を含む。）とする。

イ 処分年月日

ロ 処分方法ごとの処分量

ハ 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

- 二 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分を行う場合にあつては、当該産業廃棄物の種類ごとに、それぞれ次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

運 搬	1 当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2 運搬年月日 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 4 積替え又は保管を行つた場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
処 分	1 当該産業廃棄物の処分を行つた事業場の名称及び所在地 2 処分年月日 3 処分方法ごとの処分量 4 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量
備 考	運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。

2、3 (略)

<趣旨>

「(設置許可不要の) 産業廃棄物焼却施設設置者」と「発生場所以外で処分(再生)を行う者」の2者を備え付け帳簿の義務者として追加した。

また、「委託処理」に関する記載事項等について合理化を行った。

<部長通知>

これまで、帳簿の備え付けが義務付けられている排出事業者は、産業廃棄物処理施設を設置している者に限定されていたが、産業廃棄物処理施設を設置していない場合であっても、周辺生活環境への影響が生ずるおそれ大きい焼却施設を設置している場合や、産業廃棄物が事業場の外に持ち出されて処理されることによって、周辺生活環境への影響が生ずるおそれがある場合については、事業者自らの適正な管理を担保する必要がある。そのため、帳簿の備え付けを義務付ける事業者に、次に掲げる者が追加された(令第6条の4)。

- ① 産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の焼却施設が設置されている事業場を設置している事業者
- ② その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分を行う事業者

<課長通知>

1 帳簿対象事業者の判断

産業廃棄物を生ずる事業場と空間的に一体のものともみなすことができる場所やこれと同等の場所は「事業場の外」には該当しないこと。

「処分」とは、廃棄物を物理的、化学的又は生物学的な手段によって形態、外観、内容等について変化させること、生活環境の保全上支障の少ないものにして最終処分すること又は廃棄物にほとんど人工的な変化を加えずに最終処分することをいうこと。

2 帳簿記載事項

帳簿対象事業者が拡大されたことに伴い、新たに帳簿の対象となる事業者について帳簿記載事項を定めたこと。また、これまで、帳簿記載事項と管理票制度における記載事項に重複があったことから、運搬又は処分を委託した場合には当該委託に係る事項は記載を不要としたこと(規則第8条の5)。

具体的には、帳簿記載事項は以下のとおりとすること。

- (1) 産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の焼却施設において産業廃棄物の処分を行う場合にあっては、当該施設において処分される産業廃棄物の種類ごとに、処分年月日、処分方法ごとの処分量及び処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。)後の持出先ごとの持出量(石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物に係るこれらの事項を含む。)
- (2) 産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分を行う場合にあっては、当該産業廃棄物の種類ごとに、運搬に関する事項(当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地、運搬年月日、運搬方法及び運搬先ごとの運搬量並びに積替え又は保管を行つた場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量)及び処分に関する事項(当該産業廃棄物の処分を行つた事業場の名称及び所在地、処分年月日、処分方法ごとの処分量並びに処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。)後の廃棄物の持出先ごとの持出量)とすること。なお、運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- (3) 特別管理産業廃棄物にあっては、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、運搬に関する事項(当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地、運搬年月日、運搬方法及び運搬先ごとの運搬量並びに積替え又は保管を行つた場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量)及び処分に関する事項(当該特別管理産業廃棄物の処分を行つた事業場の名称及び所在地、処分年月日、処分方法ごとの処分量並びに処分(埋立処分を除く。)後の廃棄物の持出先ごとの持出量)とすること。

<解説>

改正前まで、排出事業者で、備え付け帳簿が義務づけられているのは、①処理施設の設置者、②特別管理産業廃棄物排出事業者の2者であったが、これに③(設置許可不要の)産業廃棄物焼却施設と④発生場所以外で処分(再生)を行う者の2者を追加した。

補遺

なお、特別管理産業廃棄物の排出事業者については、法第12条の2第14項を受けた省令第8条の18により、同様に帳簿の備え付けが義務づけられているものであるが、この改正にあわせ「運搬の委託」「処分の委託」の欄とこれに関する事項が省令から削除された。

参考法律

(事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理)

第十二条の二 (1~13略)

14 第七条第十五項及び第十六項の規定は、その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業者について準用する。この場合において、同条第十五項中「一般廃棄物の」とあるのは、「その特別管理産業廃棄物の」と読み替えるものとする。

第七条第十五項及び第十六項 (1~14略)

15 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について環境省令で定める事項を記載しなければならない。

16 前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。

<コラム>

環境省産業廃棄物課は、平成19年12月19日発出事務連絡「電子マニフェストを利用した場合の帳簿作成等について」の中で、備え付け帳簿は、実質的には「マニフェストを綴ること代用可」とする運用をしてきている。(帳簿記載事項でマニフェストでは足りない事項は追記するなどの措置は必要)

これは、文書の題名は「電子マニフェスト」とあるが、紙マニフェストでも同様のことである。

委託処理の場合は、必ずマニフェストが存在することになり、それも5年間保存が義務づけられていることから、それで代用可能であり、十分であるとの判断のようである。

課長通知にある「これまで、帳簿記載事項と管理票制度における記載事項に重複があったことから・・・」とは、このことであり、今回の改正で事業者に義務づけられている帳簿から「運搬の委託」「処分の委託」の欄が削除された。

ここで、改めて見直せば事業者として帳簿が必要な者は①処理施設の設置者、②特別管理産業廃棄物排出事業者、③(設置許可不要)産業廃棄物焼却施設、④発生場所以外で処分(再生)を行う者であり、②の特管排出事業者以外は「自ら処理」を行っている者である。つまり、「100%委託」の状態は、特管産廃排出事業者しかあり得ない。

今回の省令改正ではこの「委託処理」に関する事項が、全て削除されたようである。

そのため、「特管産廃は排出するが、全量委託処理」という事業所では、記載すべき事項が存在しなくなってしまったかのように見える。

それにもかかわらず、法律と省令では「備え付け義務」と「保存義務」は残っている、という極めて不合理な状況にある。

このような解釈、運用では、なんの記載事項もないままに「白い帳簿を5年間保存」というような規定になってしまう。

一方で、「運搬の委託」「処分の委託」の欄は無くなったが、「運搬」の欄には「当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地」が、「処分」の欄には「当該特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地」という事項が登場している。

旧条文を知っている者は先入観により、「委託処理の場合は記載項目はない」と思ってしまうが、条文を虚心坦懐に読めば、条文では「委託処理」「自ら処理」の区分は行っておらず、委託処理であっても記載は必要とも解釈できる。

どちらの解釈、運用が正解なのか現時点では不明である。「準用」を繰り返したがために、このように非常にわかりにくい条文になったものと思うが、このあたりは更なる整理が必要であると思われる。

なお、特管産廃排出事業者が自ら処理している場合は、解釈の余地無く記載事項があることから、引き続き帳簿への記載と保存が義務づけられていることは間違いない。

(執筆者 長岡文明)